

江 別 市

事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和8年6月

江別市 環境課脱炭素・環境計画推進担当

1 業務名

江別市事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務

2 業務目的

2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、市域の産業部門における二酸化炭素等の排出量削減を目指し、市内事業者向けに温室効果ガス排出量の調査・分析を行うことを目的とする。

3 業務概要

(1) 内容

別紙「江別市事業者向け脱炭素化普及促進支援コンサルティング事業委託業務仕様書」のとおり

※契約時における仕様書は、提案者の企画提案内容に応じて、仕様を変更することがあります。

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで

4 提案上限金額

1,500,000円（消費税地方消費税額を含む。）

※本金額は、プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではありません。

5 募集及び選定のスケジュール

項目	期限
公募開始	令和8年6月5日（金）午前9時
質問書の提出期限	令和8年6月12日（金）午後1時まで（必着）
質問書に対する回答	令和8年6月15日（月）
企画提案書等の提出期限	令和8年6月26日（金）午後5時まで（必着）
プレゼンテーション審査日	令和8年7月3日（金）
審査結果の通知	令和8年7月6日（月）発送予定

6 参加資格

本案件に参加できる者は、以下のすべての要件を満たすものとします。

(1) 北海道内に事業所（本社、支店又は営業所）があること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の各号に掲げる者でないこと。
- (3) 事業者を対象とした温室効果ガスの排出量の調査・分析委託業務に関して、道内の他の自治体において実績があること。
- (4) 江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成11年3月10日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者は除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者は除く。）でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

7 参加申込手続

(1) 提出書類

- ① 企画提案参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 本業務の実施体制（任意様式）
- ③ 会社概要（任意様式）
- ④ 企画提案書（任意様式）
- ⑤ 業務工程表（任意様式）
- ⑥ 事業実績書（任意様式）
※本業務と同等又は類似した業務の実績（件名、委託者、履行期間、業務概要等）を記載すること。
- ⑦ 見積書（任意様式）
※積算根拠等を詳細に記載すること。

(2) 提出部数

正本1部、副本5部の計6部

(3) 提出期間

令和8年6月5日（金）午前9時から令和8年6月26日（金）午後5時まで

(4) 提出方法

郵送及び持参によります。なお、郵送は、令和8年6月26日（金）必着とします。持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで、江別市環境事務所内の環境課にて受付とします。

(5) 提出先

〒067-0051 江別市工業町14番地の3
江別市 生活環境部 環境室 環境課 脱炭素・環境計画推進担当
電話 011-381-1019（直通）

(6) 提出にあたっての留意点

- ① 一度提出された書類の差替え、再提出は認めないこととします。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、江別市が承諾した場合は、この限りではありません。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提案は、1 提案者につき1 提案とします。
- ④ 提出された書類は、参加者（提案者）に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しません。

8 質問及び回答

(1) 提出方法

- ① 質問書（様式2）により、環境課宛での電子メールのみの受付とします。ただし、受付は、前記「6 参加資格」を満たす事業者からの質問に限ります。
- ② 電子メールの件名は、「プロポーザル質問」としてください。
- ③ 環境課宛での電子メールアドレスは、kankyo@city.ebetsu.lg.jp です。

(2) 提出期間

令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）午後1時まで

(3) 回答日時及び方法

質問及び回答内容は、令和8年6月15日（月）に江別市ホームページに掲載します。ただし、質問が本プロポーザルの評価等に影響を及ぼす恐れがある内容の場合は、回答しないことがあります。

9 審査方法等

(1) 審査及び選定方法

本実施要領及び仕様書に基づき提出された企画提案書等について、本業務プロポーザル審査員によるプレゼンテーション審査を実施し、最高得点の提案者を受託候補事業者とします。

なお、最高得点の提案者が複数ある場合は、審査員の議決により受託候補事業者を選定します。

ただし、審査員の合計得点が満点の6割に満たない参加事業者については、最高得点であっても受託候補事業者としないものとします。

(2) プレゼンテーション審査日

令和8年7月3日（金）を予定

※日時及び場所等の詳細は、提案者へ別途通知します。

(3) プレゼンテーションの出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行う者は、実際に本業務を行う予定の者となります。

(4) 発表時期

1 提案者につき25分程度（提案説明20分、質疑応答5分）

(5) 機材

本市でスクリーン、プロジェクターを用意しますので、これらの機材を使用する場合は、パソコン等をご用意ください。

(6) 評価基準

No.	評価項目	配点
1	業務を円滑に実施できる体制（経験・専門知識を有する者の配置）となっているか。	20点
2	業務履行のため適切な業務工程（スケジュール）となっているか。	10点
3	北海道内の自治体で、本業務と同等又は類似した業務の実績があるか。	20点
4	事業の目標達成に向けて、支援事業者が利用しやすい支援内容となっているか。	20点
5	プレゼンテーションにおける説明が明確であり、質疑応答が的確であるか。	10点
6	本業務を円滑に履行するための独自提案内容が含まれているか。	10点
7	見積金額は、妥当なものになっているか。	10点
合計		100点

10 審査結果

審査結果は、すべての提案者に対して文書で通知するとともに、市ホームページに公表します。ただし、受託候補事業者以外の事業者名は秘匿とします。

選考の理由、審査結果に対する問い合わせ及び疑義等には一切応じません。

11 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出された見積金額が提案上限金額を超越している場合

12 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る経費など、プロポーザルに必要な経費はすべて提案者の負担とします。
- (2) 参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式3）を環境課宛てに提出してください。（提出期限は、令和8年6月29日（月）午後5時まで。）
- (3) 提出された企画提案書等は、江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となります。
- (4) 候補者の選定後、速やかに本業務に係る協議を実施し、随意契約の手続きを行います。

13 問い合わせ先

〒067-0051

江別市工栄町14番地の3

江別市 生活環境部環境室 環境課 脱炭素・環境計画推進担当

電話 011-381-1019（直通）、FAX 011-382-7240

電子メール kankyo@city.ebetsu.lg.jp